

平成 28 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 11 号

平成 28 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 2 月 18 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 3 月 1 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 28 年 3 月 1 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 14 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
10 番 藤 田 昌 大	11 番 松 下 一 美
12 番 三 好 勝 利	13 番 大 西 豊
14 番 川 原 茂 行	15 番 関 洋 三

欠席議員 1 名

9 番 大 西 樹

会議録署名議員の指名議員

6 番 白 川 正 樹 7 番 白 川 年 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一	総 務 課 長 齋 部 正 典
企画政策課長 高 嶋 一 博	税 務 課 長 脇 隆 博

住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	高 橋 守
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	長 森 正 志
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○関洋三議長 おはようございます。

大西樹議員より、葬儀のため欠席届の提出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさと申しますが、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいております。

本年3月20日にはまんのう町が誕生して10年の節目の年を迎えます。そこで、町民の皆さん方とともに合併を祝い、新たな出発点として、平成28年度はさまざまな合併10周年記念行事を行う予定でございます。

また、皇太子殿下を満濃池森林公園にお迎えして、第41回の全国育樹祭が、来年、平成29年の秋、開催されます。記念すべきすばらしい大会になるよう、まんのう町でも実行委員会を立ち上げて、町民挙げて全国の皆さんを心から歓迎したいと考えております。

本日、平成28年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今定例会は新年度予算を審議する重要な議会であります。今定例会に上程いたしております議案は32件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案32件を受理いたしました。

次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出意見書1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成27年11月27日、平成27年中讃広域行政事務

組合議会 11 月定例会が開催され、議案第 1 号 平成 27 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）、ほか 3 件の審議がされております。

平成 27 年 12 月 24 日、平成 27 年第 3 回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第 1 号 仲多度南部消防組合個人情報の保護に関する条例の一部改正について、ほか 1 件の審議がされております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成 27 年 10 月分から 27 年 12 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査報告が参っております。

以上で、議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第 1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第 1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

2 月 26 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会委員 6 名出席し、3 月定例会の運営について慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

予算案等を伴う条例案の審議は、各常任委員会で審議、その後、平成 27 年度 3 月補正予算（案）及び平成 28 年度当初予算（案）の審議は、予算決算特別委員会で審議することとなりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第 1 号について御説明を申し上げます。

日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定 本日から 3 月 17 日の 17 日間といたします。

日程第 4 施政方針

日程第 5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長

日程第 9 議案第 1 号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 10 議案第 2 号 まんのう町行政不服審査会条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 1 1 議案第 3 号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第 1 2 議案第 4 号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 1 3 議案第 5 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 1 4 議案第 6 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 1 5 議案第 7 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 議会運営委員会付託

日程第 1 6 議案第 8 号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 1 7 議案第 9 号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 1 8 議案第 1 0 号 まんのう町デマンドタクシー条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 1 9 議案第 1 1 号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第 2 0 議案第 1 2 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 2 1 議案第 1 3 号 まんのう町仲南老人福祉センター条例の廃止について 即決でお願いします。

日程第 2 2 議案第 1 4 号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第 2 3 議案第 1 5 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について 総務常任委員会付託

日程第 2 4 議案第 1 6 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について 即決でお願いします。

日程第 2 5 議案第 1 7 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号 予算決算特別委員会付託

日程第 2 6 議案第 1 8 号 平成 2 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号 予算決算特別委員会付託

日程第 2 7 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号 予算決算特別委員会付託

日程第 2 8 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 29 議案第 21 号 平成 27 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 30 議案第 22 号 平成 27 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 31 議案第 23 号 平成 27 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 2 号 予算決算特別委員会付託

日程第 32 議案第 24 号 平成 28 年度まんのう町一般会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 33 議案第 25 号 平成 28 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 34 議案第 26 号 平成 28 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 35 議案第 27 号 平成 28 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 36 議案第 28 号 平成 28 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 37 議案第 29 号 平成 28 年度まんのう町下水道特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 38 議案第 30 号 平成 28 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 39 議案第 31 号 平成 28 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 40 議案第 32 号 平成 28 年度まんのう町水道事業会計予算（案） 予算決算特別委員会付託

日程第 41 発議第 1 号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案） 即決でお願いします。

一般質問は、3 月 2 日、3 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後 0 時 5 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、白川正樹君、7番、白川年男君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○関洋三議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決しました。

日程第4 施政方針

○関洋三議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、平成28年まんのう町議会第1回定例会開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、平成28年度当初予算における主要施策の概要について御説明申し上げます。議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

まず初めに、社会経済情勢と国の動きについてでございます。

国は月例経済報告で、景気はこのところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしているが、現在の急激な円高、株安、金利低下が進む国際金融市場を見ると、先行きの不透明感を感じざるを得ません。

政府は大震災からの復興を加速化させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針2015、「日本再興戦略」改訂2015、規制改革実施計画及びまち・ひと・しごと創生基本方針2015を着実に実行、また、総合的なTPP関連政策大綱、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策、並びにこれらを踏まえた平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施してきました。

これにより、好調な企業収益を投資増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を図ってきたところです。

このため、12月22日には平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度、12月24日、平成28年度予算政府案、12月25日、経済・財政再生アクション・プログラムを取りまとめ、日本銀行には経済、物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待するとしておりました。

しかしながら、年初めより原油安、株安、これに続く日銀のマイナス金利、長期金利マ

イナス金利、大幅な円高は、日本経済が日本だけではなく国際金融情勢に大きく左右されることをまざまざと見せつけるとともに、日本経済の先行きに不透明感を暗示していると言えます。

安倍内閣は、昨年来、一億総活躍国民会議を立ち上げ、本年春にはニッポン一億総活躍プランを取りまとめるとしております。

安倍首相は、第190回国会における施政方針演説で、3年間のアベノミクス成果を強調し、多様な働き方が可能な社会への変革とする一億総活躍への挑戦を開始する。このために強い経済、成長の果実を分配し続ける成長と分配の好循環をつくり上げるため、介護離職ゼロ、希望出生率1.8という二つの的を射抜くために、その安定的な基盤の上に戦後最大のGDP600兆円というもう一つの的を掲げ、新しい三本の矢を放ち、企業収益の拡大、賃金の上昇等の経済の好循環によって内需を押し上げていく、その成否はイノベーションにかかっており、日本を世界で最もイノベーションに適した国にしていくと決意を述べております。先行き、現在のアメリカ経済へ不安から生じているリスク回避の流れをどう断ち切るか、急激な株安、円高、長期金利安にどう対処するか、安倍内閣の手腕が問われるところでございます。

次に、少子高齢化、人口減少社会と地方創生についてでございます。

平成27年度は、人口減少、少子高齢化に対する地方創生の年でした。国は平成26年12月に長期ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、国からの財政、情報、人的支援により地方にも地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を求めました。

地方においても、産・官・学・金・労・言の有識者で組織する諮問機関の設置や、住民の意見集約による総合戦略策定が求められたところでございます。

本町でも、短期間のことではありましたが、住民アンケート実施や意見募集、公募委員等によるワークショップ、有識者会議において審議、パブリックコメントを経てまんのう町版人口ビジョン、まんのう町まち・ひと・しごと総合戦略を10月末に策定し、12月定例会において議会の承認もいただいたところでございます。

まんのう町人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、まんのう町の2015年人口1万8,086人が、45年後の2060年には9,819人と、1万人を割り込む結果となり、危機感を抱いたところでございます。したがって、出生率の向上を目指す施策、社会移動を好転させる施策を講じることにより、1万2,368人とめる人口推計パターンを目指すことといたしました。

また、まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンをもとに策定期間を平成27年度から5カ年間とし、人口目標を平成31年度に1万8,000人に、地方創生の方針をまんのう町総合計画と同様に、「元気まんまん まんのう町 誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり」を掲げ、基本目標に「ひとの創生」こころ豊かな人材を育て、全ての人が輝くまんのう、「まちの創生」子供から高齢者まで誰もが安心できるまんのう、「しごとの創生」地域資源を生かして産業が輝くまんのうの三つの創生を基本目

標ごとに分野別施策を配しております。

加えて、まんのう町の合併前の旧琴南町、旧仲南町、旧満濃町の3地域の振興方策についても、地域特性を考慮して方向性を示しているところでございます。

総合戦略は総合計画同様に総花的なところがあり、実施に当たっては、選択と集中の観点から、的確に町民のニーズを把握するとともに、今、行うべきことが何であるかを見きわめ、事業を選択するとともに、常にPDCAサイクルに立って評価、改善の視点を忘れず、効果の検証を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

地方創生以外にも、平成27年度においては、仲南こども園の開園、子ども未来夢基金、地域振興基金の創設、子育て環境の整備、発達障害児相談施設たむ開設、地方創生プレミアム商品券の発行、若者定住促進事業などが行われたところでございます。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

本町の財政状況は、平成26年度普通会計決算をもとに見てみますと、まず、歳入総額が110億9,839万9,000円で、前年度に比べ7億6,262万7,000円の増は対前年度7.4%の増となり、歳出総額も100億7,561万9,000円で、前年度に比べ4億1,541万1,000円の増で、対前年度4.3%の増となり、歳入歳出ともに前年度を上回りました。

主要な要因としては、歳入においては、中学校及び幼稚園施設整備事業債の増額、農地費及び消防費に係る国・県補助金の増額によるものです。

歳出においても、歳入に連動して中学校等整備事業及び幼稚園施設整備事業の増額によるものでございます。

決算収支については、実質収支が8億7,485万1,000円の黒字、単年度収支が4億702万3,000円の黒字となりました。

また、実質単年度収支も財政調整基金からの取り崩しもなく、4億3,762万6,000円の黒字となっております。

次に、財政の健全化を示す各指標につきましては、地方自治体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる経常収支比率が、物件費、維持補修費等の経常的な経費の減少や、町税及び地方交付税を初め各種交付金等経常的な一般財源収入の増加により、前年度に比べて3.4ポイント減少して76.2%に、公債費負担比率は長期債元利償還金が増加したこと等により、前年度に比べ0.1ポイント上昇して12.8%となり、硬直化が進行する傾向となっております。

一方、財政の健全化を示す各指標につきましては、健全化判断比率に基づく指標において、実質公債費比率が8.7%と昨年度に比べ0.8ポイント減少し、昨年度3.8%であった将来負担比率はゼロを下回り、健全な状態が続いていると言えます。

町の収入の根幹となる税収につきましては、法人税割が増加し、固定資産税も新築住宅の増加等により対前年度比3.7%の増加となりました。ただし、平成26年度決算における町税の歳入総額に占める割合は17.6%と依然として2割を下回り、厳しい状況に

あります。

また、歳出面では、事業推進に伴う公債費の増加により義務的経費が高い水準で推移している一方、投資的経費である普通建設事業費も増加しております。今後の人件費につきましてはほぼ横ばい状態で推移すると思われますが、合併関連事業等で発行した地方債の償還に係る公債費の増加や社会保障関係費の増加は避けられない現状に加え、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫するなど、厳しい状況が続いていくものと予想されるため、将来を見据えて町債残高を抑制していくとともに、基金の残高も確保することで、長期的に安定した財政体質を構築していく必要があります。

それでは、平成28年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

平成28年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計を合わせて総額163億1,440万円となっており、前年度当初予算総額と比較して13億8,950万円、対前年度比7.8%の減少となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では、総額104億2,000万円で対前年度12億4,700万円の減は、10.7%の減少となっています。

次に、特別会計は58億9,440万円で、対前年度1億4,250万円減で、対前年度比2.4%の減であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計では、大幅な減少となった理由は諸支出金が上げられます。平成27年度には子ども未来夢基金、地域振興基金の創設費用として二つで20億円規模の基金設置がありました。その他の理由としては、火葬場の大規模改修の完了や起債の繰上償還に伴う公債費の減少が上げられます。

一方、満濃中学校等管理運営費（PFI事業サービス購入費）や、町道等維持管理費、合併10周年記念事業費が増加となり、小学校施設大規模改修工事は継続事業となっております。

特別会計では、簡易水道特別会計で監視システムの更新費が、下水道特別会計では施設整備費が増加となっておりますが、医療保険関係ではおおむね減少傾向となっております。

なお、医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、影響も大きいことから、引き続き、その動向を注視していく必要があると考えます。

次に、主要な事業、施策の概要について、総合計画の基本計画方針に示す施策目標及び地方創生総合戦略の分野別施策に沿って重点施策について御説明申し上げます。

第1、住民自治・協働に位置づけられるものでは、合併10周年記念事業が上げられます。平成18年3月20日に旧琴南町、旧仲南町、旧満濃町が合併し、新しい平仮名「まんのう町」が誕生しました。したがって、平成28年3月20日はまんのう町の10歳の誕生日です。平成28年4月から翌29年3月までを合併10周年の年と位置づけ、これまでのまんのう町の歩みを振り返り、町民全体で祝うとともに、町民の一体感のさらなる醸成を図り、本町の発展に向けた新たな出発点とし、合併10周年記念事業を実施したい

と考えております。

現在、事業の具体的な事業内容につきましては、住民へのアイデア募集を行うとともに、町民や関係団体で組織するまんのう町合併10周年記念事業町民会議を設置して意見の集約を行っておりますので、近々には御報告できるものと考えておりますので、期待いただきたいと思っております。

第2、地方創生関連の各種事業はソフト事業が主であり、総合計画では産業、雇用対策に位置づけられる農林業の振興、商工業の振興と雇用の創出、観光の振興も含まれるものでございます。

地方創生関連事業につきましては、当初予算分だけでなく、補正予算分も関連があります。国は総額3兆3,213億円の平成27年度補正予算を1月20日に成立させました。この補正予算には地方創生加速化交付金1,000億円が含まれております。

本町では3月補正明許繰越分になりますが、総合戦略のしごとの創生のうちのひまわりのまちづくりプロジェクトの推進や、ブランド農産品の開発に係るまんのう町ものづくりプロジェクト事業とまちの創生のうちの小さな拠点づくりに係ることなみ未来会議事業を予算計上いたしております。

当初予算におきましては、地方創生推進交付金事業費の事業項目を設け、地方創生関連事業を総括的に予算計上いたしております。

また、総合戦略中で具体的な施策として取り上げ、新年度予算の中で新規事業として追加したもの、既存事業を拡充したものがありますが、個別に予算化しているものとしては、ひとの創造分野では、子育て支援の推進として妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援する専門職の充実を図る子育て利用者支援事業や、本年8月から乳幼児等医療費助成を子ども医療費助成に名称を改め、小学校就学以降についても医療機関の窓口での本人負担をなくする現物給付を実施いたします。あわせて、ひとり親医療費助成及び重度心身障害者医療費助成についても一部を除き現物給付を実施いたします。

発達障害児支援の推進の早期支援教育チーム「たむ」の充実、体力アッププログラム事業の推進として、町内各小学校の1年生から3年生を対象とした事業として、子供たちの運動能力向上を図りますキッズヘキサスロンの推進や、まんのう博物館構想の推進として讃岐の風土に培われた農具や民具を一堂に展示し、往時を体感していただく手づくり博物館を整備いたします。

まちの創生分野では、空き家の有効利用の推進としての空き家バンクの拡充や、若者定住促進のための助成制度の推進では、住宅取得補助事業の拡充として新たに地域木材利用促進補助事業を追加し、町産材の需要拡大も含め町内への定住促進を図ることを目指しているところでございます。

しごとの創生分野では、まんのう3大観光資源の魅力化として、満濃池一周遊歩道整備事業や、グリーン・ツーリズムの推進での農業体験及び民泊体験事業、かがわ山なみ芸術祭の推進の文化芸術活動支援事業等は、総合戦略の具体的な施策として取り上げていた事

業でもあります。

これ以外にも既存事業の拡充として取り上げておりましたものは、新年度予算の中で少なくないと考えております。ただし、地方創生関係の国の新年度の新型交付金事業については、採択要件としての先駆性や各種の縛りについての明確な要件等が示されておりません。また、当初の国の説明と異なり、国の財政負担が2分の1であったり、地域再生法の再生計画策定が複数年の事業の要件であったりと、現時点では実施要綱が明確に示されていないため、要綱が確定した上で予算の組み替えなども想定されます。

しかしながら、当初予算に盛り込みました施策につきましては、国の財政支援があるなしにかかわらず実施すべき事業であり、国の取り扱いも視野に入れながら、財政的に有利な執行ができるようにしたいと考えております。

第3、総合計画の各分野に関連する公共施設整備、生活基盤整備に係る事業について、いわゆるハード事業に分類される社会基盤整備に係る事業として一体的に御説明申し上げます。

施策ごとに申し上げますと、学校教育の充実として、放課後児童クラブ館新築事業は、従来、満濃南小学校の教室を利用して実施している放課後児童クラブの専用施設をプール南側に町産材を活用して木造平家建てで整備するものでございます。これは現在の既存教室の利用では広さが十分でなく、対象児童には使い勝手が悪いところでしたが、児童福祉法の改正により、義務化ではありませんが、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度に従い、放課後の児童の居場所を確保するために、対象児童を6年生まで拡大することといたしました。

次に、四条小学校施設大規模改修事業では、生徒数の増加に伴い普通教室を増設するとともに、外壁の爆裂や屋上の防水処理の更新を行うものであり、平成28年度に校舎棟を、29年度には体育館の改修を行いたいと考えております。

四条小学校は昭和56年の建築で、大規模改修が行われておらず、今回の大規模改修となったものでございます。なお、小学校施設整備は、今回の四条小学校整備が終われば、仲南小学校を残すだけとなりますので、引き続き、計画的に学校施設の整備に努めてまいります。

こども園化に伴う改修等事業は、昨年、開園した仲南こども園を例として、町内全ての保育所、幼稚園のこども園化を図ることによる経費でございます。保育所・幼稚園のこども園化に伴い、保育所、幼稚園のおおののよいところが入り入れられ、保護者の利便性も確保されるものと確信いたしております。

生活基盤の整備として、平成26年度から引き続き実施しています橋梁長寿命化を国の社会資本整備交付金事業により計画的、継続的に実施していくものでございます。従来から要望は多いものの、財政的な制約もあり、実施を制限しておりました町道等維持補修事業を従来の約1.5倍の費用を計上し、今後、3カ年をもって改修を集中的に実施することといたしました。生活基盤施設は整備期からの時間の経過もあり、修繕が必要な施設も

多くなっておりますことから、計画的な改修に努めてまいります。

生活安全対策の充実といたしましては、消防車両機器整備事業では、平成２７年度より仲多度南部消防組合の消防及び救急車両の計画的な更新を図ります。初年度は高規格救急車の整備を実施し、２８年度は導入から２７年目で老朽化が著しいはしごつき消防車を改めて新規購入する予定でございます。

情報・通信基盤の整備として、これは３月補正分となりますが、マイナンバー制度に係る情報連携を見据えた情報セキュリティ対策について、国は平成２７年度補正予算で、昨年の年金機構の情報漏えいなどを受けて、新たに自治体情報システム強靱化を時限的に支援することから、本町でもセキュリティ強化のシステム強化を図ることとしております。

第４、満濃中学校改築問題に関しましては、御心配をかけております満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業に係る報告であります。

本事業におきまして発生した品質問題につきましては、議員の皆様方の御了承をいただき、解決を見ることができました。

また、今回の問題が発生した原因の検証も行った上で議員の皆様方に報告をいたし、さらに実費賠償に関する問題などについて御理解をいただき、本３月議会会期中には全ての問題を解消し、本来のＰＦＩ事業の目的でもある官民連携によって、住民の皆様によりよいサービスが提供できるよう取り組んでまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

なお、先月、当該施設は会計検査院の实地検査を受けましたが、問題なしとの回答をいただいておりますことをお伝えいたします。

第５、最後に総合計画の住民自治・協働に係る住民サービス、将来に向けての取り組みでございます。

現在までに事務事業評価や人事評価のシステムを取り入れ、住民サービスの向上に努めてまいりましたが、まだまだ不十分であります。平成２８年度は、新たな平成３０年度から１０年間の総合計画の準備作業に取りかかる年であることから、十分な連携が図れ、予算とも連携することかが可能な仕組みづくりを行いたいと考えております。

加えて、平成２８年度から障害者差別解消法が施行されます。同法は第３条で、国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならないとしています。

また、同法により定められた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針では、地方公共団体も地方分権の趣旨に鑑み、国と同様の取り扱いを求めています。したがって、合理的配慮の視点に立って、法の趣旨に沿った対応が可能なように努めていきたいと考えております。

また、直近の取り組みでは、平成２９年秋に香川県満濃池森林公園に皇太子殿下をお迎えして開催される全国育樹祭につきましては、開催地元町として全国育樹祭まんのう町実行委員会を立ち上げ、記念すべきすばらしい大会になりますように盛り上げていきたいと考えております。

話が余談となりますが、昨年１０月の四国新聞に、香川ハピネスプロジェクトとして県下の幸福度アンケート結果が掲載されており、市町ごとの幸福度をあらわした地図と解説記事では、まんのう町は幸福度７．０４で三木町の７．０９には及びませんでした。県下で２番目の幸福度が高い町でした。アンケートなので全てをあらわすものではありませんが、町政を担うものとしてうれしい限りで、引き続き、町民の皆さんの幸福度アップにつながるよう精進する気持ちを新たにしますのでございます。

以上、平成２８年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

平成２８年度はまんのう町にとっては町制１０周年を迎える躍進の年であり、私にとりましても、町長就任３期目の中間である２カ年を終え、折り返しの成果を見せる年であり、進取果敢の気概をもって町政運営に取り組み、さらなるまんのう町の活性化と町民福祉の向上のために心血を傾注してまいり決意でございます。どうか議員各位を初め、町民の皆様の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。

○関洋三議長 施政方針を終わります。

ここで休憩をとります。議場の時計で１０時４０分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時２１分

再開 午前１０時４０分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第５、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る２月１７日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員５人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、教育課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、各課より報告を受けました。

まず、琴南支所より、内科・歯科両診療所の平成２７年度４月から１月の診療状況について、内科は対前年度比で診療報酬９６．８％、延べ人数８９．４％となっている。歯科は対前年度比で診療件数１５９．８％、延べ人数１７８．０％となっているとの報告。

また、３月２６日に開催予定の口腔ケアネットワーク講演会の案内がありました。

委員より、歯科の先生の地域での評判はどうなのかとの質疑があり、執行部より、地域で積極的に保健活動を行っており、評判も上々であるとの答弁がありました。

また、委員より、訪問診療において訪問している施設についての質疑があり、執行部より、町内のやすらぎ荘、満濃荘と旧山本町の施設である。また、訪問診療については、昨年度まではほとんど行っていなかったとの答弁がありました。

また、委員より、内科・歯科の施設のそれぞれ統合・移転の予定について質疑があり、執行部より、歯科については、平成28年度は今までどおり造田・美合の2カ所で行うが、平成29年度には造田1カ所に統合する予定である。内科については、平成28年度以降も造田・美合の2カ所で行う予定である。なお、造田の両施設は老朽化が進んでいることと住民サービス向上を図るため、平成29年度中に琴南支所内に内科・歯科の施設を新設する予定であるとの答弁がありました。

また、委員より、足の確保についての質疑があり、執行部より、路線バスとデマンドタクシーで対応を考えている。状況によってはデマンドタクシーの便数をふやすことなども検討するとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、香川おもいやりネットワーク、障害者差別解消法のそれぞれ概要説明、要保護児童対策地域協議会実務者会議について、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児医療などの状況、国保・後期高齢者医療の状況、介護保険関係の状況などについての報告、説明がありました。

委員より、要保護児童対策地域協議会実務者会議での要保護児童ケース報告・協議17件とあるが、早期支援教育センター「たむ」との関係はとの質疑があり、執行部より、主に虐待、非行、家庭環境の問題の報告・協議であり、発達支援を行う「たむ」とは直接の関係はないとの答弁がありました。

委員より、本年4月より施行される障害者差別解消法においてまんのう町の対応はとの質疑があり、執行部より、職員研修と市町でのワーキンググループづくりによる調査研究などを予定しているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、戸籍・住基関係では、本年1月末現在の住基人口1万9,362人、うち65歳以上が6,603人であり、高齢化率34.1%となっていること、環境では、ごみ収集の状況、野犬・猫の保護件数が昨年よりふえており、本年1月末現在で289匹となっていること、火葬事業では1月末までで247件で、うち約9割が会館葬であったこと、資源ごみの収集実績などの報告がありました。また、来年度よりごみの分別の一部変更を行うことと、それに伴い新たに家庭ごみの出し方ガイドブック、家庭ごみの分別早見表を作成したことの説明がありました。

委員より、燃やせるごみを焼却施設へ持ち込みする料金10キログラム当たり200円は、ごみ袋で出す場合よりも高いので、下げることはできないのかとの質疑があり、執行部より、広域の施設なので中讃広域の会議の中で協議したいとの答弁がありました。

また、委員より、資源ごみの収集補助スタンドは便利である。購入補助金アップはできないのかとの質疑があり、執行部より、来年度、各自治会に1個ずつ配る検討をしているとの答弁がありました。

また、委員より、野犬の被害がふえているが、対策はとの質疑があり、執行部より、保健所には保護をお願いしているが、住民には動物を捨てることはもちろん、餌やりなどもしないようにこれまで以上の啓発をしなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、餌やり禁止条例はつくれないかとの質疑があり、執行部より、事例など調査研究したいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、母子手帳等の交付状況、かんたんフィットネス、温泉送迎バス、子育て支援つどいのひろば、ヘルパーのそれぞれ利用状況、高齢者肺炎球菌ワクチン・インフルエンザ接種状況、子どもインフルエンザ接種状況などの報告、まんのう町がん検診及び健康診査実施要綱の一部改正（案）について、まんのう町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正（案）についての説明、その他として、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について、B型肝炎ワクチンの定期接種化についての説明がありました。

委員より、胃カメラ検査は集団検診でもできるのかとの質疑があり、執行部より、集団検診ではバリウム検査のみであり、胃カメラ検査は人間ドック、医療機関で受けていただくことになる。なお、胃カメラ検査については2,000円の負担をいただくことになったとの答弁がありました。

委員より、不妊治療助成について、却下になるのはどういう場合なのかとの質疑があり、執行部より、町の場合、国・県の助成決定における上乗せ助成となるので、町独自の却下はないとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、各種行事報告、四条小学校6年生が、12月26日、27日に行われたリズムダンス全国大会で4位になったこと、2月現在の町内児童・生徒入所児数の報告、満濃南小学校放課後児童クラブ施設建設計画について、琴南中学校閉校記念式典を3月24日に行うこと、まんのう町こども園の保育料、県内他市町の保育料の状況などの報告、説明がありました。

委員より、英語教育のさらなる充実について、小さいうちから行うべきであり、まんのう町独自の教育というものも考えてはとの意見があり、執行部より、小さいときから英語に触れる機会をふやしたいと思っている。自立への教育という面からも、自主的に学びたいという心を育むような教育環境をつくっていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、先日の小学校での授業参観で気になる部分があり、保護者の方からも指摘があったが、どう考えているのかとの質疑があり、執行部より、発達支援については「たむ」を拠点に巡回指導など行っているが、原則として、気になる子も別教室とするのではなく、他の子と一緒に中で対処していく。また、保護者の方々にはあらゆる機会を通して発達障害に対する理解を求める努力をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、保育料の決め方について、2号認定では県下でも最も安く設定しているが、財源を割り振って1号、3号も含め全てで一番安いとアピールできないかとの質疑

があり、執行部より、2号認定の所得に関係なく上限1万4,000円としたのは、基本保育料5,000円プラス給食費4,000円プラス預かり5,000円として設定した。1号、3号の保育料は、現在、ほぼ他市町並みであるが、今後、国の動向、他の市町の動きも見て検討していきたいとの答弁がありました。

次に、社会教育課より、各種行事報告、各公民館まつり、町文化祭の報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台の利用状況の報告、本年度成人式は1月10日に開催され、出席者は対象者232人の半分の116人であったこと、子ども未来夢基金活用事業（文化・芸術部門）で、瀬戸フィルハーモニー交響楽団のメンバー3人が、2月8日から17日にかけて町内8小中学校を訪問し、演奏などを行ったこと、14日の森のコンサート、楽しい音楽会には251人の入場者があったことなどの報告、説明がありました。

委員より、公民館まつり・文化祭にかかわっている各種団体のメンバーもかなり高齢者が多くなってきており、支障を来していることもある。また、成人式ももう少し参加者をふやす工夫も必要ではないかとの意見があり、執行部より、公民館まつり・文化祭については、今後、若い人にかかわってもらえるような工夫を考えていきたい。

また、成人式は運営を青年会にお願いしているが、新成人の実行委員会への参加がなかったのが残念であった。今後は中学校時代からのつながりも考え、中学3年生に「二十歳の自分へ」という作文を書いてもらうことも検討しているとの答弁がありました。

また、委員より、図書館来館者について、男女、年代、町内、町外などの細かい分析はできているのか。また、2歳くらいまでの子連れの来館者に対する対応はとの質疑があり、執行部より、来館者の細かい分析までは今のシステム上難しい。また、図書館にはさまざまな人が気軽に来られるよう、図書館運営者との次の会議で提案していきたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時50分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、13番、大西豊君。

○大西豊議員 ただいまの委員長報告の中に、ごみ分別の一部変更を行ったということが報告がありました。既にまんのう広報と同時に分別方法の仕方の変更についてが資料が来ております。一部納得するところはあると思いますが、住民の声を聞いて変更されたかどうか、そういう話があったかどうかお伺いします。

○関洋三議長 答弁、田岡委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

ごみ分別につきましては、新年度、28年度より一部変更するという報告がありました。

住民の声を聞いて変更したというふうなことはありませんでした。ただ、焼却施設とかそういうふうな面のごみを減らすということが第一目的であったように思っております。以上です。

○関洋三議長 再質問を認めます。

13番、大西豊議員。

○大西豊議員 昨年度よりごみの収集、時期的に衛生的な面を考えて2回になったと思います。そういう中で、焼却ごみがふえたという実績も出ております。さかのぼってみますと、旧満濃町時代に、平成8年に分別収集事業が始まり、モデル地区をつくり、担当職員も、実際、分別するところに参加をし、改善を重ねてきたところではありますが、平成18年3月20日に、合併と同時に分別方法が変わりました。例えば、分別収集の方法を変えたことによって販売価格が低下しました。そういう経緯がありますので、私も事あるごとにそういうことを発言してまいりました。今、委員長の報告では、そういうことがなかったようではありますが、いろいろ改革をする場合には、委員会においてももう少し突っ込んだ議論をしていただきたいということを要望して終わります。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月16日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

町長挨拶の後、現地調査のため、町道福良見中筋2号線道路改良予定地、前山の太陽光発電施設、塩入地区に設置した猿用捕獲箱、あいあいマーケット川奥集会場、風の丘地区急傾斜地崩壊防止工事現場、長尾地区県営中山間総合整備事業地、町道杉の上秀石線改良事業地をそれぞれ視察いたしました。

その後、地籍調査課より、調査地区工程検査や閲覧等についての事業報告、事業開始から現在までの進捗状況や事業費などについて報告がありました。

委員より、調査区内の筆界未定件数や調査時のトラブル等についての質疑があり、執行部より、境界が決まらないところは二、三箇所は発生すること、所有者でも境界がわから

ない人がいること、調査後に地積が減っていると言われるケースが何件かあるとの説明がございました。

次に、産業経済課より、現地調査の補足説明として、太陽光発電施設について、排水処理については地元と協議済みであり、発電量は540世帯分をカバーできる見込みであること、モデル地区として塩入地区、中熊地区に猿用捕獲箱を設置して、管理は地元で行ってもらっており、塩入地区で13頭、中熊地区で4頭を捕獲したこと、昨年12月15日から西内花月堂により、琴南地区を対象にあいあいマーケットの移動販売を開始し、川奥集会場、西谷活性化センター、琴南総合センターで移動販売店を開店していること、また、各家庭へ訪問販売も行っているなどの説明がありました。

委員より、捕獲した猿の殺処分は誰が行っているのか。また、モデル地区以外の地区から設置要望があった場合の対応はどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、処分は免許を持った各課職員が行っていること、地元から設置要望がある場合には地区住民全員の設置同意と、わなの管理者になってもらうことが条件となるとの説明があり、委員より、猿の被害で困っている地域へこの事業を十分周知しておくよう意見がありました。

その後、農業委員会定例会等の実施状況報告、農地中間管理事業、高齢者等買い物支援事業、プレミアム商品券の換金状況などの報告がありました。

委員より、農業委員会で審議した内容の報告がないが、農政の基幹となる組織であり、農産品の生産、流通、販売等の勉強会を通して課題を理解してもらいたいとの意見がありました。

また、ヒマワリ関連について町が特産品として推進する考えがあるのなら、協議会等の組織をつくり、収益を上げるために協議を行うべきではないのかとの意見があり、執行部より、現在、ヒマワリ推進協議会結成に向けて進んでいるところであるとの答弁であり、委員から、ヒマワリ栽培やこの事業に関連する事業者に有益な情報を提供するためにも必要な組織であり、できるだけ早期に結成できるよう援助をしていくべきであるとの意見がありました。

また、全国育樹祭については、地元開催町として町の意向や要望を事前に県に伝えていく必要があるとの意見がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良、公共土木等の事業進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業の使用料調定状況や接続件数、下水道事業満濃第3処理分区認可面積の変更の報告がありました。

次に、水道課より、水質管理業務について安定した高い安全性を確保した運営ができていること、有収率について老朽管の更新や漏水調査等の向上対策の成果があらわれており、今後も引き続き早期発見、早期改修に努めていくこと、1月末の寒波により宅内漏水が琴南地区で特に多発したこと、野口浄水場の配水量、流速等の測定機器故障により有収率が測定できなかったことから、機器の更新を次年度に予定していること、また、水道料金未収対策として未納者宅への全戸訪問を行い、2月10日現在において滞納収納率が前年対

比で上水地区１４９％、簡水地区２３４％の成果を得たこと、また、催告後も連絡のない滞納者に対しては給水停止も視野に入れた対応を図っていききたいとの報告がありました。

また、水道広域化の動向については、坂出市、善通寺市が参画することとなったことから、県及び６市８町で設立準備協議会規約の一部変更の議決を要すること、水道料金については平成４０年の本格スタート時には現在の料金より大幅に下がる見込みであることと、それまでは料金の値上げを抑えるため、適切な事業量や事業費となるよう現在も県と個別の協議を行っているとの報告がありました。

委員からは、給水単価や統合前後の他市町の水道料金比較予想データを資料としてつけるよう意見がありました。

次に、委員より、現在、森林の荒廃が深刻化し、森林の持つ公益的機能が失われつつあることから、維持と保全を目的として、また、森林を守り育てる意識を醸成するためにも、森林環境税の導入について検討をするべきではないかとの意見があり、委員間で協議を行いました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時５０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る２月２２日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員に出席を求め、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、総務課より、交通安全対策現地診断、三頭トンネル防災訓練、保育教諭経験者採用職員２次試験、土砂災害ハザードマップワークショップ、消防団出初め式等の各種行事報告や火災・交通事故等の発生状況報告があった後、若者住宅取得補助事業は累計で町外から１４件、町内３２件の合計４６件を受け付けしていること、常備消防関係では２７年経過し老朽化した、はしご消防自動車の買い換えを新年度予算に算入しており、町内の対象となる施設としては２２施設があることなどの説明がありました。

委員より、専門職等の新規職員採用枠に経験者枠を設けていることは、現在、働いている臨時職員の正規採用に道を開くこととなり、労働意欲も湧くことから拡大していくよう意見がありました。

また、委員より、土砂災害ハザードマップのワークショップの方法について質疑があり、執行部より、造田地区、中通地区、美合地区の各自治会長に参加してもらい、ハザードマップ上で安全な避難ルートなどを意見交換して考えてもらっているとの答弁がありました。

委員から、地域防災は住民が受け身では効果が薄いため、行政側のフォローを充実させていくべきであるとの意見がありました。

また、委員より、町産木材の活用について質疑があり、執行部より、現在、建築を予定している放課後児童クラブ館を木造建築として町産材を積極的に活用していきたいと考えている。また、今後も公共施設建設時には町産材の利活用に努めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、造田地区であった建物火災について、消火活動の初動がおくれたのではないかと質疑があり、執行部より、明け方で煙の確認がしづらかったことや、通報がおくれたことが原因と考えられるとの答弁があり、委員より、火災を早期発見するための対策を講じるべきであるとの意見がありました。

また、委員より、はしご自動車の更新について質疑があり、執行部より、平成元年に購入した車両で、はしご等の装備自体が相当古くなり、メーカーの保守点検を受けることができなくなったことから、新たに買い換えを予定しているとの答弁がありました。

また、委員より、若者住宅取得補助事業の利用者について、Iターンで本町に移住してきた人数について質疑があり、執行部より、今はデータとりをしていないが、次年度から集計をして報告したいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成事務調整会議で共生ビジョンの見直しについて協議を行ったこと、出資法人関係で第3四半期の実績報告があり、ことなみ振興公社は黒字であり、仲南振興公社は赤字となったこと、あいあいタクシーの運行範囲の見直しを進めていること、合併10周年記念事業の実施に向けて、推進本部、検討部会、町民会議の組織をつくり、協議を行っていることなどの報告がありました。

委員より、町のデマンドタクシーと他自治体のコミュニティバスや公共交通機関の連携について広域圏で考えていく必要があるとの意見があり、執行部より、定住自立圏形成事務調整会議で協議を行っているとの答弁がありました。

また、委員より、振興公社の経営が不振であり、原因究明をする必要があるのではないかと意見があり、執行部より、役員会などにおいて原因の究明を行っていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、各家庭に設置している音声告知機の電池が古くなり液漏れを起こしているケースが見られるが、町は対応を考えているのかとの質疑があり、執行部より、平成28年度で抜本的に修繕を行っていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、合併１０周年記念事業の式典開催時期について質疑があり、執行部より、現時点では未定であるとの答弁がありました。

次に、税務課より、平成２８年度の地方税制改正（案）で、自動車取得税を廃止し、環境性能割による税率を設けることについて、中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例を設けることについて、遊休農地の評価方法の変更による課税強化について、国民健康保険税の課税限度額や軽減判定所得の引き上げなどの改正案についての概略説明がありました。

委員より、軽自動車税の税制が変わるので、混乱をしないよう早目に住民周知をしておくよう意見がありました。

次に、会計室より、日銀のマイナス金利の導入や株価の乱高下、債券金利の低下により保有債券の含み益は大きくなっている。ただ、買いかえるには現在の利回りが過去最低であることから、しばらくは様子を見たいとの説明がありました。

委員より、長期的な資産運用姿勢について質疑があり、執行部より、見通しがつかないが、半年程度は今の金利が続くのではないかと考えている。リスクの高い社債や金融債は持っていないため、影響は少ないと思うとの答弁がありました。

次に、琴南支所より、そば栽培体験事業や川奥そば打ち道場の実施報告、琴南農改センター等の利用実績報告等がありました。

委員より、栽培し収穫したそばの収量や用途について質疑があり、執行部より、そば粉は収穫祭で使い、残りは参加者に全部配っているとの説明がありました。

また、委員より、琴南支所の駐車場の白線が消えかかっており、引き直す必要があるとの意見があり、執行部より、次年度以降の支所庁舎改修工事に合わせて整備を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事業報告、町民文化ホールやバスの利用実績、進入道の整備に伴う照明灯のやりかえ工事について報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前１１時５０分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、１２番、三好勝利君。

○三好勝利議員 質問はあるぞ。ないもんはないもんでええけど、私はあります。

委員長、大分詳しいに説明をもらったんですけど、前々から言っとるように、町のデマンドタクシーについて、他自治体のコミュニティバスや公共交通機関の連携について広域で考えていくというのは、これは決めるのはやっぱり総務委員さん。前にも言ったように、町長も聞いてってください。総務委員会でこういう審議をして、使うのは我々弱者の教民の担当者が使うんですよ、ほとんど、これ。ですから、その辺のギャップで、我々の教民

の意見がやっぱり十分通じてない。これ、今度で3回目か4回目ぐらい言っております。一部では、よそにないあいあいタクシーをつくって利便性の向上になったんでええやないかという方もあります。実際に助かっております。ただ、朝一番なんかで頼むと、満員だったと。実際に乗っとるのは2人しか乗ってないと。なぜこっちの分を乗せてあげんのかといったら、満員でないけど、満員だと言っとかなんだら、こっちがやかましいと。その二、三人乗った方は、朝一番、急ぐから宵に注文すると。もう1人の方も、朝一番に急ぐから注文すると。そういうギャップが出ておりますけど、そういう意見が全然ここに書いてない。ただ単に、町のデマンドタクシーの云々で、本当に我々が思つとる0.1%ぐらいしか書いてありませんので、今後、ぜひとも委員長にお願いしておきます。今度はまた予算委員会の中に出てくると思いますが、私もそのときには出席しますから、もう少し詳しいに、本当にやってみてええじゃないかというんじゃないかと、本当に弱者が喜ばれる、生活が助かるということで、近隣町から非常に評価されておりますので、総務部長、十分お願いしときます。町長も十分聞いとってください、このことは。以上で終わります。返答はもう結構です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 続いて、日程第8、PFI問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 PFI問題特別委員会は、2月1日に全員協議会室で、6名の委員全員が出席して、町長、副町長、総務課長、会計課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長、中学校対策室職員の出席のもとに開かれた。

当委員会は契約継続の方向で審議するものの、対外交渉が中心内容になるので、非公開とした。

町長の冒頭の挨拶の後、委員全員の了解を得て、PFI特別目的会社とその主幹事会社の入室を認めた。

主幹事会社の高松支店長から無許可の設計変更と総活マネジメントの不行き届きを認めて陳謝し、問題解決への町の対応にお礼が述べられた。本社長から同支店長に全権委任されている明言があり、この後の大規模修繕を担っていく決意が表明された。

次いで、主幹事会社の常務執行役員で、PFIの責任者である都市開発本部長から陳謝があり、本社として二度とこの事態を招かぬ真摯な対応の決意が表明された。

3番目に、PFI特別目的会社の代表取締役から陳謝あり、問題発生以来の経過説明と

町の対応へのお礼が述べられ、安心して住民が利用できるように努力を傾注することが伝えられた。

４番目には、特別目的会社の取締役で主幹事会社都市開発本部副本部長兼官民連携プロジェクト部長から、連絡と承認の不徹底の反省の上に立って、一つ、総括マネジメント体制の強化、二つ、マネジメント業務の強化、三つ、要求水準の明確化と、四つ、モニタリングの実施の決意表明があった。

建設担当に加えて維持管理運営担当を配置し、月例と随時のモニタリング会議開催方針、そしてモニタリング基準を改正したことが説明された。

この中身の骨格は、事前に主幹事会社の代表取締役社長の代理者として、常務執行役員の名により町長宛てに文書提出されて、委員に配付されている。

対策室より、執行部が議会へ提出予定の品質問題発生の原因についての考察、副題、今後のＰＦＩ事業推進における提言報告書の構成と概要の説明を受けた。

この報告書は、対策室が第三者委員会の委員方の見識を盛り込んで、高知工科大学の草柳俊二先生の監修によりまとめられた。うやむやに終わらせず、単に問題を解決するのではなくて、今回露呈した本町の行政体質の強化と、本町のＰＦＩ運用経験を今後のために生かそうとするものである。

当委員会は議会の問題解決に寄与した対応も盛り込み、本委員会での審議内容も反映させる加筆を求めた。

この報告書は単なる事例検証ではなくて、政府の関係先や専門家宛てにも提出できる普遍性を指すものと当委員会は受けとめている。

さらには、副町長より、ＰＦＩ特別目的会社の主幹事会社との交渉内容の説明があった。

第一点目の謝罪は、本委員会の席上で４名が発言し、実務責任者を含めて両社合計９名により行われたとおりである。

第二点目の今後の運営方針も同様である。

第三点目は、本町が余計に支出した約２，３００万円と職員の増員分約２，０００万円は、主幹事会社が支払う確約ができた。

加えて、満濃中学校の教育に資する寄附の募集を考えているが、主幹事会社が応じてくれる意向があることが副町長より報告された。以上を本委員会は承認した。

なお、委員からは、先方に企業誘致の仲介をお願いすべきとの発言があり、町長はこれを了承している。

次いでは、対策室から支払い留保している４億１，０００万円余のうち、２億円を２月１５日に支払うとの説明があった。なお、残りの留保分は残った問題が解決すれば直ちに支払うことになる。この執行のために臨時議会を開催して補正予算化が求められた。施工上の品質問題が解決したことによる対応であり、当委員会が前回の委員会で求めていたことである。

さらには、ＰＦＩ契約変更の内容説明があり、不要の設備に伴う維持管理費と運営中止

の事業業務などの減額分、保守点検の追加、電気料金改定、平成26年4月からの消費税の増額分を差し引き清算すると約9,200万円の上乗せとなる。なお、この上乗せの大半は消費税の増額である。

こうしたPFI契約のサービス購入費を約82億5,100万円とする契約更改变更を本委員会は承認した。

なお、この支払い留保の補正予算化と契約更改は、2月8日の臨時議会において既に議決を終えている。

本委員会は、契約の履行は相互策連関係を働かせる運用にすべきであり、双方が対応を確認し合いながら、着実な履行を進めることを執行部へ求めて、今年度内の決着とする再確認を行った。

以上で、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定について

○関洋三議長 日程第9、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

現在、昭和30年代から拡大造林のときに植林したスギやヒノキなどが成熟し、収穫期を迎えております。しかし、木材の約8割は輸入材を使っていることから、国、県、町産の木材は使うべき時期を迎えているのに、使われず放置されている森林資源が目立つようになり、需要の低下に伴い、森林を手入れする費用も賄えず、荒廃している森林も少なくありません。

こうした中で、町産木材の利用を促進し、森林資源の循環を図り、もって、森林の持つ公益的、多面的機能の維持改善を図ることが課題となっております。

そのため、本町では地域木材利用促進条例を制定し、まんのう町内の森林から生産、かつ、加工された木材を5立方メートル以上使用して50平方メートル以上の住宅などを新たに建築する方に対して、取得費用の一部を助成することで、地域材の需要拡大及び町内への定住促進を図ってまいりたいと考えております。

この取得費用の一部の助成につきましては、条例（案）第5条にありますように、住宅等を建築する際に使用された地域木材の体積に1立方メートル当たり2万円を乗じて得た

額とし、上限を50万円としております。

また、この地域木材利用促進条例は、平成28年4月1日より5年間、平成33年3月31日までの時限的な条例とし、その期間の中で地域木材を利用し、町内の土地に新たに住宅等を建築した際の補助を行うものであり、その財源につきましては過疎自立促進計画に基づき、過疎債のソフト事業分を利用しようと計画いたしております。

以上、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定についての提案理由とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいまの説明、町長、まんのう町にとってすばらしい英断であろうと思っておりますが、一つお伺いしたいのは、人工林を植え出して45年、50年という歳月がたって、今、やっと国産材、町内産材が使える時期になります。日本の国土の7割が森林ということでございます。そこで、間伐、枝打ち等の比較的技術の低いものは、今、森林組合等でかなりの方も技術を得ておりますが、皆伐作業となりますと、非常に技術者がおらないと。これは全国的な例なんです、おらないということで、その技術者を養成しようということで、国のほうも林業大学を、いわゆる技術指導をやろうという機運になっておるわけです。当然、四国にも4県ある中で、各県が林業大学に向けて誘致に対して手を挙げておるような話も聞いております。香川県はどうかということになりますと、農業大学に併設してはという一つの案もあるやに伺っておりますが、林業をこれから利用する技術習得者を養成する林業大学についての情報をお持ちであれば、町長、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 答弁、栗田町長。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

その林業大学については、私、余り十分存じ上げておりませんので、今後、十分調査、研究をして、また御報告をさせていただいたと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、すごく積極的にこの林業に取り組んでおられるようですので、恐らく情報として得られれば、まんのうの持つ森林が、香川県の十五、六%あること自体も事実でありますから、十分検討して、そういう一つの拠点をつくることも大いに私は今後の課題として研究していくべきでないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定について

○関洋三議長 日程第10、議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定についてを御説明申し上げます。

平成26年法律第68号の行政不服審査法により、審査請求の裁決の公平性の向上を図るため、第三者機関への諮問の手続が導入され、その機関の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることとされたことから、この条例を制定するものでございます。

ちなみに、行政不服審査法の目的は、簡易迅速な手続によって国民の権利利益を救済し、行政の適正な運営を確保することにあります。この国民の権利利益の救済とは、行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為について、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての途を開き、国民の権利利益の救済を簡易迅速に図ることといっております。

御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 審査会を町が設置するということは大変結構な話だと思います。委員の選任の時期をいつごろに予定されているか、それをお伺いしたいと思います。

この不服審査は、町役場が執行したことを町役場に設置した審議会が判断するという非常に難しく、また、運用は専門性が求められるものと思います。こうした人選に対してどのような展望をお持ちか、今の時点でお伺いしておきたいです。

○関洋三議長 答弁、担当、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、この人選につきましては、この議案が議決をいただきましたら、速やかに人選に入りたいというふうに考えてございます。

また、人選の上においては、町内の中でそういう見識のある方がいらっしゃれば、そういう方を積極的にお願いをしていきたいというふうに考えてございます。よろしく願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
ただいま議題となっております議案第２号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１１　議案第３号　まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○関洋三議長　日程第１１、議案第３号　まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　議案第３号　まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての御説明を申し上げます。

昭和３７年法律第１６０号の行政不服審査法の全部がこのたび改正され、平成２６年法律第６８号の新行政不服審査法において、異議申し立ての廃止、再調査の請求の新設、不服申し立て期間の延長、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入等がされたことに合わせて、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により関係法律が整備されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、本町における該当条例は８件であり、第１条のまんのう町情報公開条例では、第３章において改正前の不服申し立て等の手続を基本的に審査請求に一元化にし、異議申し立てを廃止することで、現行は上級行政庁がない場合は処分庁に異議申し立てをしますが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど、審査請求と手続が異なる問題が解消するものであります。

第２条のまんのう町個人情報保護条例でも、先ほどと同じであります、第４２条の２において、本町の個人情報保護審査会が行政不服審査会や情報公開審査会と同一審査委員で構成される計画のため、行政不服審査法第９条第１項の規定は適用しないとしています。

第３条、まんのう町行政手続条例では、聴聞手続を経てされた不利益処分については、行政不服審査法による異議申し立てをすることはできないとなっております。

第４条、まんのう町固定資産評価審査委員会条例の第４条２項の２の審査の申し出では、申し出者の中に国内に住所を持たず、居所だけを持っている人も存在しますので、住所及び居所としています。

第５条、まんのう町税条例内の表現でも、不服申し立てを審査請求に一元化するものでございます。

第６条、まんのう町手数料条例では、別表９番で行政不服審査法関係手数料としてコピー印刷代金を定めております。

第７条、まんのう町事業分担金徴収条例では、第６条の賦課に対する審査請求において異議申し立てを審査請求するとし、審査請求期間を賦課を受けた日から１５日以内を３カ

月以内とするものでございます。

第8条、まんのう町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例においても、異議申し立てを審査請求に一元化するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、行政庁の処分または不作為についての不服申し立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分またはこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によっております。

この条例は、平成28年4月1日から施行とします。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

これで昼の休憩をとります。議場の時計で13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

(白川年男議員退席 午前11時45分)

再開 午後 1時00分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第12 議案第4号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第12、議案第4号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第4号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案について御説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い改正するものでございます。

概要といたしましては、第7条の2の育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の取得について義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を加えるものでございます。

なお、義務教育学校とは修業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年を前期課程とし、中学校段階に相当する3年を後期課程と区分しているものであります。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第５号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正について

○関洋三議長 日程第１３、議案第５号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第５号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案について御説明申し上げます。

平成２７年の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に基づく国家公務員や他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、給料表及び諸手当を改定するものでございます。

概要としては、第１表の第４条関係で、平成２７年４月１日に遡及して、別表の第１の行政職給料表及び別表第２の医療職給料表のとおり引き上げ改定を行うものでございます。

また、第１８条の２の初任給調整手当では、平成２７年４月１日に遡及して、医療職の初任給調整手当の月額を４１万３，３００円とするものでございます。

次に、第２１条の勤勉手当では、平成２７年１２月に支給する勤勉手当の一般職の支給率を１００分の７５から１００分の８５に改正し、あわせて再任用職員についても１００分の３５から１００分の４０に改正するものでございます。

続きまして、第２表関係の第１条、目的では、地方公務員法の改正に伴う条項ずれを改

正し、あわせて職員の括弧書きについて、地方公務員法で規定されているため削除するものでございます。

次に、第４条第２項及び同条第３項、第５条及び別表第３関係については、字句の訂正及び地方公務員法の改正により、等級別基準職務表に関する規定を追加することになったことから、規則において同等程度の責任及び職務の職を規定するものでございます。

第２０条の３第３項関係では、行政不服審査法の改正により、引用条項等を改めるものでございます。

次に、第２１条の勤勉手当では、改めて施行日を平成２８年４月１日として、勤勉手当の一般職の支給率を１００分の８０に改正し、あわせて再任用職員について１００分の３７．５に改正するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第５号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１４ 議案第６号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１４、議案第６号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第６号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案について御説明申し上げます。

第１表の第５条関係では、一般職の給与改定に準じて、特別職の期末手当について、平成２７年１２月支給分を１００分の１６５に期末手当率の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、第２表の同じく第５条関係では施行日を平成２８年４月１日からとして、特別職の期末手当について、平成２８年６月支給分を１００分の１５０に、平成２８年１２月支給分を１００分の１６０に改正するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第15、議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案について御説明申し上げます。

第1表の第5条関係の期末手当では、一般職及び特別職の給与改定に準じて、平成27年12月支給分を100分の165に期末手当率の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、第2表の同じく第5条関係では、施行日を平成28年4月1日からとして、平成28年6月支給分を100分の150に、平成28年12月支給分を100分の160に改正するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、議会運営委員会に付託いたします。

日程第16 議案第8号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第16、議案第8号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第8号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案を御説明申し上げます。

別表第1第2条関係では、産業医の報酬月額として3万円を加えるために改正するものでございます。

なお、条例施行は平成28年4月1日からとするものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第17、議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

第2条の特殊勤務手当の種類において、町有地、町道等の管理を行うため、重機を用いた作業や、その周辺作業などの重作業に従事した場合に支給するものといたします。

第8条の町有地及び町道等管理重作業従事職員の特殊勤務手当では、その重作業を主な職務とする各支所の職員に手当支給することを加えることにあわせ、対象となる作業内容を列記してございます。その他については、条項ずれの修正による改正を行うものでございます。

なお、手当額は規則において、作業従事1日当たり1,000円と規定いたしております。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第10号 まんのう町デマンドタクシー条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第18、議案第10号 まんのう町デマンドタクシー条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第10号 まんのう町デマンドタクシー条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

条例第2条で、まんのう町デマンドタクシーは、運行等において、運行区域を町内に限定しておりましたが、利用者の利便性を図る観点から、琴平町五條にある五条眼科医院まで運行区域を拡大しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものといたしております。以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第10号 まんのう町デマンドタクシー条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 11 号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第 19、議案第 11 号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 11 号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由を申し上げます。

本条例の制定は、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護の創設が施行されることにより、地域密着型サービスの基準を定める厚生労働省令の一部が改正され、関係条例の一部改正が必要となったことにあわせ、条例整備を行うものでございます。まんのう町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正し、あわせてまんのう町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を廃止しようとするものでございます。

現行の指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例がいずれも省令で定める基準に基づき制定されていることから、省令の改正に伴う関係条例の整備を適正に行うことの必要性和、町が省令を参酌し、独自の基準とする部分等を明確にするとともに、指定地域密着型サービスに関する条例を一本の条例に整理統合するものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 12 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第 20、議案第 12 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12 号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

第 1 条は、まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部を改正するもので、名称を含め条例中「乳幼児等」とあるものを「子ども」に改めるものでございます。これは子ども・子育て支援事業計画の推進に当たり、本年 8 月から対象乳幼児等の全てについて現物給付を実施することから、「乳幼児等」を「子ども」に改めるものでございます。

次に、第 2 条は、まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正するもので、前条のまんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正に伴う条例整備として「乳幼児等」を「子ども」に改め、本年 8 月から重度心身障害者等医療費支給制度におきましても、一部を除き現物給付を実施するための改正でございます。

次に、第 3 条は、まんのう町ひとり親医療費支給に関する条例の一部を改正するもので、前条と同様に「乳幼児等」を「子ども」に改め、本年 8 月からひとり親医療費支給制度におきましても現物給付を実施するための改正でございます。

次に、第 4 条は、まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するもので、第 1 条のまんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例の一部改正に伴う条例整備として、「乳幼児等」を「子ども」に改めるものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 13 号 まんのう町仲南老人福祉センター条例の廃止について

○関洋三議長 日程第 21、議案第 13 号 まんのう町仲南老人福祉センター条例の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 13 号 まんのう町仲南老人福祉センター条例の廃止について、その提案理由を申し上げます。

仲南老人福祉センターは、昭和 50 年度に仲南公民館との複合施設として整備されました。建築後 40 年が経過し、耐震性能の確保及び経年劣化による老朽化等への対策を要する状況になっていたところでございますが、仲南公民館の移転及び仲南支所周辺施設整備や塩入温泉と併設されております塩入健康センター等の整備状況を考慮し、仲南老人福祉センターを廃止することといたしました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第13号 まんのう町仲南老人福祉センター条例の廃止についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第22、議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年4月共用を開始いたしております満濃中学校は、平成28年3月をもって閉校となります琴南中学校と統合し、町内唯一の中学校となります。満濃中学校は改築によりハード面の整備は充実したものとなりましたが、今後においては、教育本来でありますソフト面をこれまで以上に充実し、振興を図る必要があると考えております。合併10年を迎え、町の主たる財源の地方交付税は、今後、一本算定となり減額されることとなります。これからの厳しい財政を考えたとき、町の将来を担う中学生に対して御支援いただける各会各層の企業や団体の方々よりの寄附を募りたいと考えております。

本条例はこの寄附金を基金として積み立て、より充実した中学校教育の振興に充当しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 担当課長、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について、条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1号より、設置につきましては、中学校教育の振興を図る目的として本基金を設置するものでございます。

次に、積み立てにつきましては、予算で定めるものとしたしております。

次に、運用益の処分につきましては、基金から生ずる収益は予算に計上して基金に入れるものとしたしております。

次に、処分でございますが、中学校教育の振興に充てる場合に処分することができるものとしたしております。

附則でございますが、施行日につきましては、交付の日としたしております。

以上、条例案の内容とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について

○関洋三議長 日程第23、議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備がほかの地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって、住民福祉の向上、効用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として制定されたものでございます。

本町では、平成22年4月の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正過疎法を活用した諸施策のより一層の推進を図るため、平成22年度から平成27年度を計画期間としたまんのう町過疎地域自立促進計画を策定実施してまいりまし

た。

しかしながら、東日本大震災の発生を受けて、平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことにより、過疎法の失効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されました。

また、平成26年の法改正により、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加が行われてきたところでございます。

こうした経緯を踏まえ、引き続き、地域の実情に応じ、創意工夫による積極的施策を実施し、過疎地域の自立促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年度から平成32年度までを計画年次とするまんのう町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀君。

(白川年男議員着席 午後1時31分)

○竹林昌秀議員 過疎自立促進計画、立派に立てていただいております。ただ、これ、過去の人口や産業の数値は出ておりますけれども、今後、5年間どうなるのかという将来の数値が出ていない。計画というのは、将来、こうなるから、こう手を打つというのが計画であって、将来の数値の見込みを予測値を出してないというのはいかななものかと思います。経済センサスの数字が間もなく発表になります。それから国勢調査、近々、発表になりました。直近の数字を入れて、今回のところはこれで承認していいですけども、経済センサスとか国勢調査の直近の数字が出ましたら、その差しかえ、改定の提案を速やかにしていただきたいと思います。産業動向と人口動態を見きわめて、それに推計をするということが計画の一番大事なところであって、過疎債を借りるがための裏づけ資料としての現実的な面はありますけれども、企画の職員たちが統計を分析し、将来を予測するという格好の機会であって、職員の育成、研修のためにもぜひとも所管課においては取り組んでいただきたい。以上、意見を付して、賛成したいとは思いますが、お聞き届けくださるようお願い申し上げます。

○関洋三議長 質問ですか。

○竹林昌秀議員 教えてください、対応していただけるのかどうか。

○関洋三議長 担当、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

現在のところの過疎計画の中に過去の状況の記載はございますが、将来的な部分の記載はおっしゃるようにはございません。過疎計画の中で求められておる部分については、現計画のところでクリアをしております。ただし、竹林議員さんおっしゃるように、将来を推

計する部分については当然重要な部分ではございます。人口ビジョン等の中でも人口推計等を含めておりますが、過疎計画にそのまま書き入れるかどうかはともかくとして、人口推計についても検討を加えて、精査をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 現在、集計中の経済統計とか、それによる修正版をぜひとも速やかに達成していただきたいです。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第16号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について

○関洋三議長 日程第24、議案第16号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第16号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更について御説明を申し上げます。

これは、香川県広域水道事業体設立準備協議会に坂出市及び善通寺市が加入することに伴い、規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の2の6において、その例によることとされた同法第252条の2の2第3項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第16号 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

○関洋三議長 日程第25、議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号につきまして御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、3ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億5,066万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費については、5ページの第2表をごらんください。

平成28年度へ繰り越しをする22事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、7ページの第3表をごらんください。

これは、起債の目的のそれぞれの事業について、限度額の変更、廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第1款町税1,345万円の減額は、個人町民税の減額によるものでございます。

12ページの第2款地方譲与税から15ページの第8款自動車取得税交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をいたしております。

16ページをお開きください。

第10款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の交付決定額に合わせて6億8,390万5,000円を増額いたしております。

17ページをごらんください。

第12款分担金及び負担金1,303万6,000円の減額は、主に農地農業用施設災

害復旧費分担金８５８万３，０００円の減額及び学童保育利用者負担金１７０万円の減額などによるものでございます。

１８ページをお開きください。

第１３款使用料及び手数料３０万５，０００円の減額は、主に狂犬病予防手数料１３万７，０００円の減額などによるものでございます。

１９ページをごらんください。

第１４款国庫支出金１億１，６００万５，０００円の増額は、主に国の経済対策に伴う補正予算に係る年金生活者等支援臨時福祉事業費補助金９，０００万円の増額及び地方創生加速化交付金３，６５０万円の増額などによるものでございます。

２０ページをお開きください。

第１５款県支出金６，９８６万３，０００円の減額は、主に再生可能エネルギー等導入推進事業補助金４，４６０万６，０００円の減額及び現年度農地農業用施設災害復旧費補助金１，２６２万３，０００円の減額などによるものでございます。

２１ページをごらんください。

第１６款財産収入は１億２，６２７万２，０００円の増額です。これは主に中讃ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う市町返還金である出資金返還収入１億７４４万円の増額及び基金運用利子の増額と、財産売払収入を歳入決算見込みにより増額したことなどによるものでございます。

２２ページをお開きください。

第１８款繰入金５億３，９５０万４，０００円の減額は、主に財政調整基金繰入金を３億５，６８６万円及び減債基金繰入金を１億７，４２１万２，０００円減額したことによるものでございます。

２３ページをごらんください。

第１９款繰越金は、前年度からの繰越決算額に合わせて８，３８８万５，０００円を増額いたしております。

２４ページをお開きください。

第２０款諸収入４，３１８万円の増額は、主にその他雑入４，４１６万６，０００円を増額したことによるものでございます。このその他雑入の主なものは、ＰＦＩ事業者負担金３，１００万円であります。

２５ページをごらんください。

第２１款町債４，９００万円の減額は、主に災害復旧事業債２，６００万円の減額及び過疎対策事業債である県営中山間地域総合整備事業債１，１６０万円の減額であります。

なお、教育債における小学校施設整備費事業債においては、合併特例債より有利な緊急防災、減災事業債並びに全国防災事業債に起債を振替しております。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

２６ページをお開きください。

第1款議会費は188万円の減額です。これは、第1項議会費、第1目の議会費において、費用弁償及び特別旅費の減額230万円及び人事院勧告による議員期末手当、勤勉手当の増額39万円によるものでございます。

27ページをごらんください。

第2款総務費は5,802万8,000円の増額です。これは主に第1項の総務管理費、第6目企画管理費において、地域づくり事業費3,310万7,000円の減額によるものでございます。

28ページをお開きください。

同じく、第2款総務費、第1項総務管理費の第13目情報通信費において6,072万5,000円の増額、第20目地方創生加速化交付金事業費において3,717万円の増額によるものでございます。

30ページをお開きください。

第3款民生費は212万3,000円の減額です。これは主に第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費において、後期高齢者広域連合給付費負担金を1,745万円減額したこと、第2目老人福祉費において、介護保険特別会計繰出金を4,392万8,000円減額したこと及び31ページの第7目臨時福祉給付金給付費において、年金生活者等臨時福祉給付事業費9,556万3,000円増額したこと、さらに、第2項児童福祉費、第2目保育所費において、いろは保育園委託料など保育所管理運営費を1,550万円減額したことによるものでございます。

33ページをお開きください。

第4款衛生費は4,024万5,000円の減額です。これは主に第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金596万円の減額及び第4目環境衛生費において、合併処理浄化槽設置事業補助金2,570万円の減額によるものでございます。

34ページをお開きください。

第6款農林水産業費は1,428万円の減額です。これは主に第1項農業費、第5目の農地費において、土地改良事業費441万円の減額及び第7目地籍調査費の測量業務委託料など977万円の減額によるものでございます。

35ページをごらんください。

第7款商工費は292万2,000円の増額です。これは主に第1項、商工費第1目商工総務費において、商品券発行事業費600万円の増額などによるものでございます。

36ページをお開きください。

第8款土木費は193万円の減額です。主なものとしては、第2項土木管理費、第2目道路橋梁維持費において747万円の減額、第4項都市計画費、第3目公共下水道費において、下水道特別会計繰出金558万円の増額であります。

37ページをごらんください。

第9款消防費は4,681万円の減額です。これは主に第3目防災対策費において、地域継続計画等作成業務委託料650万円の減額及び自主防災組織補助金350万円の減額、第4目消防施設費において、防災拠点施設整備工事費3,000万円の減額によるものでございます。

38ページをお開きください。

第10款教育費は4,883万4,000円の減額です。これは主に第1項教育総務費において、臨時嘱託賃金580万円の減額、第2項小学校費において、四条小学校大規模改修工事实施設計委託料360万円の減額、並びに第3項中学校費において、臨時嘱託賃金1,500万円の減額などによるものでございます。

40ページをお開きください。

第11款災害復旧費では4,070万円の減額です。これは、第1項農林災害復旧費2,720万円減額及び第2項土木災害復旧費を1,350万円減額したことによるものでございます。

41ページをごらんください。

第12款公債費は、長期債償還元金及び利子において、減債基金からの特定財源繰入金を一般財源に振替しております。

42ページをお開きください。

第13款諸支出金は5億3,544万1,000円の増額で、各基金の運用利子積立金の増額及び減債基金においては余剰金歳出積み立てとして4億円を計上し、さらに学校教育振興基金積立金として2,000万円を計上いたしております。

以上、議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長さん、これ、また5億3,500万円積み立てるんですね。六十七、八億円基金がたまると上に、トータル70億円超えると。一般会計の借入残高が116億円ぐらいで、そのうち7割の地方交付税補填があるものが多いですから、うちの町の借り入れと貯金の残高はプラスの可能性が高い。お金が余ったから減債基金に積み立てると。財政の基本的な考え方は、その年の収入はその年の住民のために使い切るのが大原則であって、それでは危ないですから、年度間調整のために財政調整基金があり、政策目標のための目的基金を置くというのが骨格であります。積み増すということは、その年の住民が受けるべき経済的利益を残すことになります。財政原則に反する。有効な使い道を考える時期に我が町は来ていると、そのように思うわけです。

私が思いますに、臨時財政対策債、今回もたくさん借りてます。結構ですけども、繰

り上げ償還するのはこれだ。地方交付税の7割あと補填があれば、この資金収支がプラスに転ずる。

学校や水道とか、今後、20年、30年使っていくものは、お金を借りてつくるのがふさわしい。なぜならば、後年度の利用者が均等に負担するものである。こうしたその年の収入はその地のために使い切るという考え方について、町長の見解をお伺いしたい。町長のお答えを願う、1回目は。

○関洋三議長 質問者、ちょっと休憩させてもらいますので、答弁まとめてもらいます。

ちょっと時間が来ましたので、一旦、休憩をとります。議場の時計で2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

1番、竹林昌秀議員の質問に対する執行部の答弁から始めます。

答弁、栗田町長。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

先ほど、施政方針演説でもお話をさせていただきましたように、今後の人件費については、ほぼ横ばい状態で推移すると思われますが、合併関連事業等で発行した地方債の償還に係る公債費の増加や、社会保障関係の増加は避けられない現状に加え、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や、町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫するなど、厳しい状況が続いてくるものと予想されるため、将来を見据えて町債残高を抑制していくとともに、基金の残高を確保することで長期的に安定した財政体質を構築していく必要があると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀議員。

○竹林昌秀議員 町民の福利厚生、まして町民経済の振興を考えると、我々は東京に集まったお金を可能な限り調達して、この地域に公正に有効に分配することが町民経済の発展に資すると思います。市町村の地方債残高がどこも10を切っております。うちも8.7とある。PFIへの大きな事業をやればこんと伸びるんかと思ったら、0.5伸びたぐらいで事なかったということです。

町役場が可能な限り政府資金調達して有効に使っていただけないかと、こういう考えに転じていただきたい。ここ20年近く財政再建、行政改革、人員削減路線で皆さんの頭は凝り固まっておる。スピードメーターを見てブレーキを踏もう。アクセルをふかそう。これが財政健全化指標であります。

今回の財政の説明書には、町債残高は載っておるが、財政健全化指標の予測値は出されていない。町長さんが、今、おっしゃったことは、財政健全化の五つの指標を算定して、

それをもとに発言していただきたい。町役場の町長を補佐する人たちが、常に指標を算定し、予測数値を出して、現実を見きわめる運用をしてもらえないかというのが私のお願いです。むやみにお金を使ってしまうと言っているのではなくて、一時、40億円を超えた財政調整基金は目的基金に移しましたが、うちの町に幾つもある目的基金はその目的のために使われているのでしょうか。その目的を所管する課長さん方、自分たちが使える道具がある。世の中は人と金と土地の組み合わせで回る。有効に使えるお金を工夫して使おうではありませんか。

〔「補正予算じゃ、今、質疑しとるのは」と呼ぶ者あり〕

○竹林昌秀議員 お金が寝て死んどる。お金がたくさん回って、その回るスピードが速ければ、町民経済は振興する。町役場の職員が財政を見ることは結構です。しかし、財政は経済に奉仕する一面もあります。経済指標に関心を持つ町役場であってほしいし、議会質疑でありたいということであります。

これは、種々、この後、論議を尽くしたいと思います。これ以上の答弁は求めませんが、職員たち、お頼み申す。住民のために有効にお金を使いたい。以上であります。

○関洋三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「何しとんや」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第26 議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号

○関洋三議長 日程第26、議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げます。

49ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の補正については、51ページの第1表をごらんください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,560万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,870万円とするものでございます。

次に、第1条第2項の直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の補正については、59ページの第1表をごらんください。

直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６０万円とするものでございます。

次に、第１条第３項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正については、６５ページの第１表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，４１０万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の事項別明細書５５ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第１款国民健康保険税において２，９０６万８，０００円の減額、第３款国庫支出金においては、特別調整交付金を７１３万６，０００円増額しております。

また、第４款療養給付費交付金において現年度分を５，０４１万３，０００円減額、第８款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金を２，５３６万９，０００円減額、保険財政共同安定化事業交付金を１億６，６９６万円減額しております。これらはいずれも交付額等の決定に伴う補正でございます。

第１０款繰入金では、一般会計繰入金を５１４万５，０００円増額いたしております。

第１２款諸収入では、延滞金を３００万円増額いたしております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

５６ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第２款保険給付費において、医療費年間所要額の決算見込みにより、第１項療養諸費を６，８０８万８，０００円、第２項高額療養費を６４７万８，０００円それぞれ減額いたしております。

また、５７ページの第３款後期高齢者支援金等及び第７款共同事業拠出金は支出額確定に伴うもので、それぞれ減額となっています。

第８款保健事業費は、特定健康診査等事業において、受診対象者の減少等により１００万円減額、第１１款諸支出金は直営診療施設勘定繰出金を１１０万９，０００円増額いたしております。

次に、直営診療施設勘定歯科の事項別明細書６３ページをお開きください。

歳入では、第６款繰入金において一般会計繰入金を９３万３，０００円減額し、事業勘定繰入金を６３万３，０００円増額いたしております。

６４ページの歳出では、第１款総務費の一般管理費、修繕料を３０万円減額しております。

次に、直営診療施設勘定内科の事項別明細書６９ページをお開きください。

歳入では、第１款診療収入において外来収入を１４０万円減額し、第６款繰入金において診療所管理運営事業基金繰入金を６１２万６，０００円減額し、第７款繰越金は２１５万円増額し、歳入全体では合計５００万円を減額いたしております。

それに対して、７０ページの歳出では、第１款総務費の一般管理費を１２０万円減額し、第２款医業費においては、医療用衛生材料費など３８０万円を減額しております。

以上、議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算書55ページの一般会計繰入金です。国民健康保険は一般会計から繰り入れていいことになってると思います。多分、このルール分の範囲内で繰入金が算定されているんだろと思いますが、本町の国民健康保険でルール分の限度額というのは幾らなのか、今、わからなければ、後ほどでも結構です。ルール分なのか、それ以外の繰り入れなのかということを聞いておきたいということと、もう一つは、69ページです。診療所管理運営事業基金繰入金とあります。この繰入金額を減額してお金が余ったということで、非常に結構なことで、うまく運営されたんだと思いますが、この基金が残額幾らになるのか、これがちょっと予算書のどこにも載ってない。やっぱりお金のありかというのはどこかに記載されるべきで、私が見つけてないかもしれませんが、69ページの診療所基金、こうした国民健康保険にかかわる基金額を掲載するようにお願いしたいです。

○関洋三議長 質問者、ちょっと聞いてくれますか。

この件につきましては、予算決算特別委員会に付託になると思いますので、予算決算特別委員会は全員参加でまた質疑応答があります。それで本会議の初日のこの提案につきましての質疑につきましては、大綱的ということで、微妙なところですけども、今、局長と判断したところ、ちょっと大綱的には外れるんじゃないかということで、今の内容につきましては、後日の予算決算特別委員会で質疑いただき、また一般質問もあした、あさつてと用意しておりますので、それぞれに対応いただければいいかなと思います。

○竹林昌秀議員 議長の指導に従います。所管課、町長においては、今の件を後日の審議で明確に御答弁いただいたらありがたいかと思います。以上です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第27 議案第19号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第27、議案第19号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 19 号 平成 27 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について御説明申し上げます。

73 ページをお開きください。

第 1 条の歳入予算の補正については、75 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,160 万円とするものでございます。

事項別明細書 79 ページをお開きください。

歳入の主なものとしては、第 4 款繰入金において、一般会計繰入金を 1,062 万 4,000 円減額しております。これは主に事務費及び保険基盤安定繰入金に係るものでございます。

また、第 5 款繰越金では、繰越金を 962 万 4,000 円増額しております。これは歳入決算見込みによる増額でございます。

80 ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金において、決算見込みにより 100 万円減額となっております。

以上、議案第 19 号 平成 27 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 19 号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 28 議案第 20 号 平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号

○関洋三議長 日程第 28、議案第 20 号 平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 20 号 平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について御説明申し上げます。

81 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正については、83 ページの第 1 表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,723万3,000円とするものでございます。

事項別明細書87ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、第1款保険料において、第1目第1号被保険者保険料を4,458万8,000円増額しており、第9款繰入金では、一般会計繰入金のうち介護給付費繰入金を4,392万8,000円減額いたしております。

88ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしまして、第1款総務費において、認定調査費を65万円増額し、第5款地域支援事業費のうち総合相談事業費を1万円増額しております。

以上、議案第20号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号につきまして御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第29 議案第21号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号

○関洋三議長 日程第29、議案第21号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第21号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

91ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、93ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億348万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、95ページの第2表をごらんください。

平成28年度へ繰り越しをする2事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

事項別明細書99ページをお開きください。

歳入においては、第6款繰入金において、一般会計繰入金を58万円増額しております。

１００ページをお開きください。

これに対する歳出としては、第１款総務費において一般管理費を２０万円増額し、第２款施設費において下水道施設整備費を３８万円増額いたしております。

以上、議案第２１号 平成２７年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２１号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３０ 議案第２２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号

○関洋三議長 日程第３０、議案第２２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２２号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げます。

１０３ページをお開きください。

第１条の歳入歳出予算の補正については、１０５ページの第１表をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５９６万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，３８３万５，０００円とするものでございます。

事項別明細書１０９ページをお開きください。

歳入では、年間収入額の決算見込みにより、第５款繰入金のうち一般会計繰入金を５９６万円減額いたしております。

１１０ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１款総務費のうち一般管理費を４万円増額し、経費の年間所要額の決算見込みにより、第２款施設費のうち浄化槽施設管理委託料を６００万円減額いたしております。

以上、議案第２２号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第31 議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第2号

○関洋三議長 日程第31、議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げます。

本補正は、平成27年度の事業費及び賃金等の精査を行うものであります。

1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出の額を補正するものであります。

収入科目においては第1項営業収益が51万2,000円の減額と第2項営業外収益の64万8,000円の減額を合わせて合計116万円を減額補正するものでございます。

支出では、第1項営業費用として134万5,000円を減額するものであります。

10ページをお開きください。

収入における明細としましては、第3目その他の営業収益の材料売却収益で51万2,000円の減額、第6目新設加入金で64万8,000円の減額を行うものであります。

11ページをお開きください。

支出におきましては、第1目原水及び浄水費の修繕費で250万円の減額、修繕引当金繰入額で231万5,000円の増額、第4目総係費の管理職手当及び時間外手当において56万円、共済組合負担金で60万円の減額を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第32 議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算（案）

○関洋三議長 日程第32、議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算総額は104億2,000万円で、対前年度12億4,700万円の減、対前年度比10.7%減となっております。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、まず、町にとって一番重要かつ自主財源の根幹をなす町税について対前年度3,038万円の減額、対前年度比1.6%の減を想定いたしております。これは主に評価がえにより固定資産税が減収となることを見込んでいるためです。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも収納率向上に向け一層努力してまいります。

次に、地方消費税交付金は平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、全体で大幅に増収が見込まれ、平成27年度実績を踏まえ、対前年度1億1,703万円の増額、対前年度比66.9%増と見込んでおります。

地方交付税において、国における28年度の地方交付税総額は、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を抑制するという方針となっております。そのような中、当町は平成28年度より5年間の激変緩和措置期間に入るわけですが、個別算定経費であります合併特例債償還金の算入金額増加が見込まれることから、普通交付税及び特別交付税ともに前年度同額としております。

国庫支出金は、主に地方創生新型交付金の創設、国民健康保険基盤安定負担金の増加、また、臨時福祉給付金として年金生活者等支援臨時福祉事業費補助金が増加したことなどにより、対前年度2,908万9,000円の増額、対前年度比5.0%増となっております。

町債は、消防車両機器整備事業負担金や放課後児童対策事業費等、新たに起債充当となった事業もありますが、合併特例債を活用した地域振興基金の積み立てが完了したことによる9億5,000万円の借り入れが皆減となったこと、また、衛生債において火葬場施設の大規模改修事業が完了したことなどから、対前年度5億8,960万円の減額、対前年度比30.8%減としております。

14ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて総務費、民生費、農林水産費、商工費、土木費、消防費が増加し、その他の款は前年度を下回っております。

歳出全体といたしましては、昨年に引き続き、民生費が全体の29.7%と、最も大きなウエートを占めております。

3ページにお戻りください。

第2条の地方債は目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

第3条の一時借入金は最高額を10億円と定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算作成御苦労さまです。財政課所管においては、当初予算の概要という説明資料をつくっていただいておりますので、敬服申し上げます。ただし、財政健全化指標を五つ、今年度予算を執行したらどうなるのか、見込み数値を出していただきたい。平成26年度決算において、私がお願いしたら、財政健全化数値は追加していただいたんですけども、ことしやったらこうなるでというのを予想して、我々は賛同したいということです。これをお願いしたい。今会議中に出していただいたら結構です。

そしてもう一つは、これ、地方交付税の見積もりが平成26年度決算からすると6億円ぐらい小さく見積もっておるわけで、いかがなものかと。これも委員会審議の中で説明していただいたらいいですけども、対前年度予算と比較するだけじゃなくて、その前の決算と比較すると、本当のことがよくわかるんじゃないかな、そんなに思います。以上、ちょっと財政健全化の五つの指標、そして財源不足率、特別会計において、それを今会議中に提出することを求めます。常々、これに載せるようにしてくれたらいいんです。試算ですから、結果と違っていい。出るはずですよ。町債残高の推移を見ると、28年度末の償還額と残高というのはちゃんと出してますから、率にするだけで出る。

○関洋三議長 答弁、担当、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

本議会中に財政健全化の指標等のお話でございますが、決算としては、例年、9月ごろに決算になります。今の段階ではあくまでも想定の数値でしかございませんが、そろえるだけのところはちょっとそろえてみたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○関洋三議長 質疑にしてください。

再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務課の財政所管において、常に予測数値、指標を出すという仕事の流儀を確立していただくことが私の狙いであります。よろしくお願いします。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 3 3 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第 3 3、議案第 2 5 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 2 5 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）につきまして御説明申し上げます。

1 1 5 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 6 億 7, 1 8 0 万円と定めるものであり、対前年度 2 億 1, 1 5 0 万円の減、対前年度比 7. 3 % 減となります。

第 2 項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 7 0 万円と定めるものであり、対前年度 8 0 万円の増、対前年度比 2 0. 5 % 増となります。

第 3 項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7, 0 6 0 万円と定めるものであり、対前年度 1 5 0 万円の増、対前年度比 2. 2 % 増となります。

第 4 項は、事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるというものでございます。

第 2 条では、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

1 2 3 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款国民健康保険税 3 億 9, 4 7 9 万 2, 0 0 0 円、対前年度比 8. 6 % 減、第 2 款使用料及び手数料 1 5 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 4 9. 5 %、第 3 款国庫支出金 5 億 5, 6 7 8 万 9, 0 0 0 円、対前年度比 3. 1 % 減、第 4 款療養給付費交付金 1 億 2, 8 6 6 万 4, 0 0 0 円、対前年度比 2 6. 7 % 減、第 5 款前期高齢者交付金 7 億 3, 1 4 7 万 7, 0 0 0 円、対前年度比 0. 2 % 増、第 6 款県支出金 1 億 1, 2 9 1 万 7, 0 0 0 円、対前年度比 2. 4 % 減、第 8 款共同事業交付金 5 億 7, 2 6 6 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 1 9. 2 % 減、第 9 款財産収入 5 万円、対前年度比 5 4. 5 % 減、第 1 0 款繰入金 1 億 7, 0 6 7 万 3, 0 0 0 円、対前年度比 1 7. 3 % 増、第 1 1 款繰越金 1, 0 0 0 円、前年度同額、第 1 2 款諸収入 3 6 2 万 5, 0 0 0 円、対前年度比 1 2 3. 1 % 増をそれぞれ見込んでおります。

1 2 4 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 7 8 9 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 5. 5 % 減、第 2 款保険給付費 1 6 億 4, 6 2 1 万 5, 0 0 0 円、対前年度比 4. 8 % 減、第 3 款後期高齢者支援金等 2 億 6, 2 4 5 万 3, 0 0 0 円、対前年度比 0. 4 % 増、第 4 款前期高齢者納付金

等 3 1 万 3, 0 0 0 円、対前年度比 1 2. 1 % 減、第 5 款老人保健拠出金 2 万 1, 0 0 0 円、前年度同額、第 6 款介護納付金 1 億 1, 6 4 0 万 5, 0 0 0 円対前年度比 1 5. 1 % 減、第 7 款共同事業拠出金 6 億 2 2 8 万 2, 0 0 0 円、対前年度比 1 5. 0 % 減、第 8 款保健事業費 2, 1 2 6 万円、対前年度比 1 5. 6 % 減、第 9 款基金積立金 5 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 5 4. 1 % 減、第 1 1 款諸支出金 1, 4 4 0 万 9, 0 0 0 円、対前年度比 1 3. 9 % 増、第 1 2 款予備費 5 0 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

1 3 9 ページをお開きください。

歳入予算では、第 5 款財産収入 2 万 8, 0 0 0 円、前年度と同額、第 6 款繰入金 4 6 7 万 2, 0 0 0 円、対前年度比 2 0. 7 % 増をそれぞれ見込んでおります。

1 4 0 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 4 4 9 万 5, 0 0 0 円、対前年度比 7 4. 5 % 増、第 2 款医業費 7 万 6, 0 0 0 円、対前年度比 9 3. 6 % 減、第 4 款基金積立金 2 万 9, 0 0 0 円、前年度と同額、第 5 款予備費 1 0 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

1 4 9 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款診療収入 4, 9 4 3 万円、対前年度比 4. 3 % 減、第 2 款使用料及び手数料 4 1 万円、対前年度比 2. 5 % 増、第 4 款県支出金 1 3 2 万 3, 0 0 0 円、対前年度なし皆増、第 5 款財産収入 5 万 2, 0 0 0 円、前年度と同額、第 6 款繰入金 1, 9 2 5 万 6, 0 0 0 円、対前年度比 1 4. 4 % 増、第 7 款繰越金 1, 0 0 0 円、前年度と同額、第 8 款諸収入 1 2 万 8, 0 0 0 円、対前年度比 2 0. 0 % 減をそれぞれ見込んでおります。

1 5 0 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 4, 9 2 8 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 0. 8 % 減、第 2 款医業費 2, 0 9 1 万 6, 0 0 0 円、対前年度比 9. 6 % 増、第 3 款施設整備費 1 5 万円、対前年度比 5 0. 0 % 増、第 5 款基金積立金 5 万 3, 0 0 0 円、前年度と同額、第 6 款予備費 2 0 万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

1 5 4 ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上、審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、1 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国民健康保険の事業費分、これを見ると、保険給付費、医療費の直接は 1 6 億 4, 6 0 0 万円ぐらいでそんなに伸びてない。むしろ国民健康保険に入っている人が減っているから、減っているんだろうと思うんですが、総額は、かつて、5 年前だ

ったら24億円ぐらいだったのが、26億数千万円と上がっているわけで、これは後期高齢者の支援金とか介護納付金、共同事業出資金、このあたりが大きく数字出してるんじゃないかなと想定するんですが、そここのところをちょっと大づかみで説明を伺いたい。

それともう一つは、基金繰り出しの5万円とついてますけれども、この基金というのは何ですか。何という基金があって、残高が幾らあるのか、ちょっとお答えいただきたい。以上です。基金積立金か。基金があるんなら幾らあるんか、何という名前か。

○関洋三議長 担当、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

事業勘定のほうの予算歳出の構造でございますが、御質問にありましたとおり、被保険者数の減等で医療給付費につきましては、若干、下げておるところでございますが、依然、一人当たりの給付は横ばい状態でございます。ただ、構造上、保険安定基盤ということで、昨年までは30万円以上の医療費につきまして、共同事業ということで県内の保険者が拠出して運用しておりましたが、平成27年度より1円以上ということでございまして、そんな関係で共同事業が大きく伸びておりまして、平成27年度、先ほど補正予算でも見込みが当初過大に見積もったもので、1億円少々減額させてはいただいておりますが、平成28年度におきましても、そのような事業では膨らんでおるところでございます。

また、中身につきましては予算書のとおりでございます。以上でございます。

○関洋三議長 質問者、ちょっとお待ちください。

○竹林昌秀議員 また、個別に説明をお願いします。概略はわかりました。

○関洋三議長 ちょっと質問者、よろしいですか、議長のほうから、本会議での質疑については、十分配慮いただかなければならない面もあります。そういうことで、今までの質問につきましても、どうも局長の考え等、一遍聞いていただきたいと。微妙なところは、やはり総括的、大綱的なと何度も言いますけれども、微妙なところがありまして、その旨、ちょっと皆さんに確認をさせていただいて、局長のほうでちょっと一言申し上げたいと思いますので、聞いてください。

局長。

○青野議会事務局長 ちょっと議長のほうから話がありましたけれども、あくまでも、これ、委員会付託を予定しておりますので、大綱的なことということでお聞きいただいたらいいと思うんで、あくまでも個々の内容に入っていきますと切りがなくなりますので、委員会付託ということになっておりますので、大綱的なことでお願いしたらと思います。

○竹林昌秀議員 了解です。

○関洋三議長 あとまだ議案がありますので、その旨、お含みいただきたいと思ます。

〔「委員会付託に任せなさい。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第34 議案第26号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 (案)

○関洋三議長 日程第34、議案第26号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第26号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)について御説明申し上げます。

159ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,930万円と定めるものであり、対前年度330万円の減、対前年度比1.3%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

165ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料1億5,036万3,000円、対前年度比1.5%減、第2款使用料及び手数料2万1,000円、対前年度比90.9%増、第4款繰入金9,890万1,000円、対前年度比1.0%減、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入1万4,000円、対前年度比180.0%をそれぞれ見込んでおります。

166ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費85万8,000円、対前年度比25.3%増、第2款後期高齢者医療広域連合納付金2億4,721万7,000円、対前年度比1.3%減、第3款諸支出金72万5,000円、対前年度比23.7%減、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第 3 5 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第 3 5、議案第 2 7 号 平成 2 8 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 2 7 号 平成 2 8 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

1 7 1 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 2 億 9, 1 5 0 万円と定めるものであります。対前年度 1, 5 7 0 万円の減、対前年度比 0. 7 %減となります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第 1 表歳入歳出予算によるというものであります。

第 2 条では、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項のただし書きの規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

1 7 7 ページをお開きください。

歳入予算では、第 1 款保険料 4 億 1, 4 6 0 万 7, 0 0 0 円、対前年度比 1 1. 4 %増、第 2 款分担金及び負担金 1 9 7 万 8, 0 0 0 円、前年度と同額、第 3 款使用料及び手数料 1 万円、前年度と同額、第 4 款国庫支出金 5 億 7, 3 0 8 万 4, 0 0 0 円、対前年度比 1. 4 %減、第 5 款支払基金交付金 6 億 2, 3 3 8 万 6, 0 0 0 円、対前年度比 7. 8 %減、第 6 款県支出金 3 億 3, 6 2 5 万 2, 0 0 0 円、対前年度比 1. 4 %減、第 7 款財産収入 4 0 万円、前年度と同額、第 9 款繰入金 3 億 4, 1 7 7 万 8, 0 0 0 円、対前年度比 2. 4 %増、第 1 0 款繰越金 1, 0 0 0 円、前年度と同額、第 1 2 款諸収入 4, 0 0 0 円、前年度と同額をそれぞれ見込んでいます。

1 7 8 ページをお開きください。

歳出予算では、第 1 款総務費 3, 7 6 4 万円、対前年度比 2 2. 6 %増、第 2 款保険給付費 2 2 億 2, 4 9 1 万 1, 0 0 0 円、対前年度比 1. 0 %減、第 5 款地域支援事業費 2, 8 0 1 万 2, 0 0 0 円、対前年度比 3. 0 %減、第 6 款基金積立金 4 0 万 1, 0 0 0 円、前年度と同額、第 7 款公債費 1, 0 0 0 円、前年度と同額、第 8 款予備費 3 0 万円、前年度と同額、第 9 款諸支出金 2 3 万 5, 0 0 0 円、対前年度比 9 2. 6 %増をそれぞれ計上いたしております。

1 8 9、1 9 0 ページには給与費明細書を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第36 議案第28号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第36、議案第28号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第28号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）について御説明を申し上げます。

193ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7,660万円と定めるものであり、対前年度5,320万円の増、対前年度比23.8%増となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

第2条では、一時借入金の借入限度額を3,000万円と定めるものでございます。

201ページをお開きください。

歳入予算では、第1款分担金及び負担金63万1,000円、前年度と同額、第2款使用料及び手数料1億4,614万6,000円、対前年度比1.1%減、第3款国庫支出金2,210万4,000円は前年度からの皆増、第6款繰入金5,981万9,000円、対前年度比8.8%減、第7款繰越金349万9,000円、対前年度比7.4%減、第8款諸収入20万1,000円、対前年度比96.5%減をそれぞれ見込んでおります。

202ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費3,789万8,000円、対前年対比13.2%増、第2款施設費1億1,806万6,000円、対前年度比86.3%増、第3款公債費1億1,963万6,000円、対前年度比4.7%減、第5款予備費100万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

206、207ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

208ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成28年度末においては、前年度末に比べ4,605万5,000円減少となる見込みでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２８号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３７ 議案第２９号 平成２８年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第３７、議案第２９号 平成２８年度まんのう町下水道特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２９号 平成２８年度まんのう町下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

２１１ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２億３，３４０万円と定めるものであり、対前年度３，５５０万円の増、対前年度比１７．９％増となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものであります。

第２条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法について定めております。

第３条では、一時借入金の借入限度額を２，０００万円と定めるものでございます。

２１９ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金９０万円、３０．８％減、第２款使用料及び手数料５，４１６万９，０００円、対前年度比７．８％増、第３款国庫支出金１，５００万円、前年度からの皆増、第６款繰入金１億２万６，０００円、対前年度比０．６％減、第７款繰越金１，０００円、前年度と同額、第８款諸収入４，０００円、前年度と同額、第９款町債６，３３０万円、対前年度比３８．５％増をそれぞれ見込んでおります。

２２０ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費４，５２７万２，０００円、対前年度比９．６％増、第２款施設費４，３５２万８，０００円、対前年度比２７６．０％増、第３款公債費１億４，４１０万円、対前年度比０．３％減、第５款予備費５０万円、前年度同額をそれぞれ計上いたしております。

２１５ページをお開きください。

第２表、地方債は議案の第２条について説明しております。

２２４ページ、２２５ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通し願います。

２２６ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成２８年度末においては、前年度末に比べ５，４１４万９，０００円減少となる見込みですので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２９号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第３８ 議案第３０号 平成２８年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第３８、議案第３０号 平成２８年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３０号 平成２８年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

２２９ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３，０００万円と定めるものであり、対前年度５０万円の減、対前年度比１．６％減となります。

第２項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第１表歳入歳出予算によるというものがございます。

第２条では、一時借入金の借入限度額を３００万円と定めるものであります。

２３５ページをお開きください。

歳入予算では、第１款分担金及び負担金３０万円の皆増、第２款使用料及び手数料５９万４千１，０００円、対前年度比１．９％増、第４款繰入金２，３７５万７，０００円、対前年度比３．７％減、第５款繰越金１，０００円、前年度と同額、第６款諸収入１，０００円、前年度と同額をそれぞれ見込んでおります。

２３６ページをお開きください。

歳出予算では、第１款施設費１，１００万８，０００円、対前年度比４．３％減、第２款公債費１，８８９万２，０００円、前年度と同額、第３款予備費１０万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

２３９ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成２８年度末においては、前年度末に比べ１，４６７

万6, 000円減少となる見込みでございます。

以上、平成28年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）の概要説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第39 議案第31号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

○関洋三議長 日程第39、議案第31号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第31号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

243ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6, 650万円と定めるものであります。対前年度250万円の減、対前年度比3. 6%減となります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

第2条では、一時借入金の借入限度額を700万円と定めるものであります。

249ページをお開きください。

歳入予算では、第2款使用料及び手数料1, 765万円、対前年度比5. 7%減、第5款繰入金4, 885万円、対前年度比2. 9%減、第8款諸収入皆減をそれぞれ見込んでおります。

250ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費976万7, 000円、対前年度比2. 0%増、第2款施設費3, 632万1, 000円、対前年度比6. 9%減、第3款公債費1, 991万2, 000円、前年度と同額、第4款予備費50万円、前年度と同額をそれぞれ計上いたしております。

253、254ページには給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

255ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成２８年度末においては、前年度末に比べ１，５０１万８，０００円減少となる見込みでございます。

以上、議案第３１号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一般会計と特別会計の予算提案をいただきました。それで、この両方全体を見渡したときに、この予算書の書き方が、基金残高は各会計ごとに調書が載っております。しかし、基金残高はこの予算書に載ってなくて、基金残高はこの説明資料に載ってて、合計額は出してないということです。借りたお金と持っているお金の双方が予算書として提出されるべきだろうと思います。そうでないとわからない。これはあくまで添付資料ですから。

もう一つ申し添えるならば、国民健康保険と介護保険に別に基金があるようだというこはこの予算書でわかります。しかし、その基金残高が幾らなのかは、これ、どこにも出てないわけで、ちょっと公金がどこにも出てないというのはぐあいが悪いんじゃないかと。私はそこのところを予算全体の組み方として、ここの私の考えがいかなるものか御答弁願えたらと思います。以上です。

○関洋三議長 総務課長、答弁、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

基金残高につきましては予算初等には載ってございませんが、これにつきましては、毎年、決算のときに決算書の中に全て載せさせていただいておりますので、それをもとに見ただけならばと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、１番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算審議というのは歳出歳入だけではなくて、持っているお金と借りているお金の双方、この三つを見たときに、ようやく財政運営が見通しが判断できるわけでして、私はちょっと腑に落ちない、不可解、そういうことであります。これは幹部の中でよくよく御相談いただいて、それから国民健康保険と介護保険の基金というところをどこかで公的に書き記すような協議を願えたらと思います。以上です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３１号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第４０ 議案第３２号 平成２８年度まんのう町水道事業会計予算（案）

○関洋三議長 日程第４０、議案第３２号 平成２８年度まんのう町水道事業会計予算（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議案第３２号 平成２８年度まんのう町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業においては、満濃地区２カ所の浄水場施設運營業務と埋設管の維持管理及び安定した給配水供給事業を目的といたしております。

収益的収入につきましては総額２億９，６６４万５，０００円を計上し、営業収益が２億４，８１２万５，０００円で、主として水道使用料・材料売却収益であります。

収益的支出につきましては、浄水場等の維持管理費用として総額２億９，３７２万６，０００円を計上し、主として原水及び浄水費に９，９９１万２，０００円、配水及び給水費に２，６４５万円、総係費として３，６５３万４，０００円は、それぞれ職員給与費、薬品費、修繕費、委託料等でございます。また、減価償却費として９，２０２万１，０００円を計上いたしております。

資本的収入につきましては総額８，６４５万６，０００円を計上し、主として企業債８，０００万円、他会計補助金で旧四条簡易水道事業時の起債借入償還金に対する補助金で３９５万４，０００円であります。

資本的支出は総額１億８，４２８万８，０００円で、主に配水設備工事費として１億２，２０３万８，０００円は、老朽管更新及び町道県道等周辺整備に伴う水道管新設及び布設がえ費用でございます。また、企業債償還金として６，２２５万円を計上いたしております。

ついで、資本的収支の差引不足額９，７８３万２，０００円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填させていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３２号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第４１ 発議第１号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）

○関洋三議長 日程第４１、発議第１号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まんのう町議会議員、川原茂行君。

○川原茂行議員 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）。

発議第1号 森林環境税の導入を求める意見書を、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、私、川原茂行、賛成者は、松下一美議員、田岡秀俊議員であります。

提案理由といたしまして、意見書を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

香川県の森林の面積は約8万7,500ヘクタールあり、本県の総面積の47％に当たる広さを有しています。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給するとともに、水資源の涵養機能、洪水や土砂災害などの防止する機能を持ち、その自然環境の多様さはさまざまな生物の生息地であり、人々の保健休養の場でもある。また、最近では二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されている。

しかし、高齢化や過疎など森林を取り巻く環境の悪化等、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林の整備が喫緊の課題である。

また、地球温暖化問題に関連すると思われる渇水や猛暑、さらに集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされている。

このため、国に頼るばかりでなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する森林環境税が必要となってきた。既に37府県が導入している。森林環境税の導入により、森林整備はもちろんのこと、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できる。

よって、香川県においては、県民合意の形成を図り、森林環境税を早期に導入し、森林の整備や保全等の促進を図るとともに、森林環境税の一定割合を市町の交付金とすることを強く要望する。

森林環境税の導入を求めるよう、地方自治法第99条の規定により、香川県知事、香川県議会議長に意見書を提出するものであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書（案）についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は、あす3月2日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時30分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員